

第3 県債及び一時借入金状況(普通会計)

県債は、県が建設事業や災害復旧事業を行うなど、一時に多額の資金を必要とする場合、この財源として総務大臣の同意を得て、または届出を行い、国等から長期に借り入れる資金であり、後年度に一定の償還計画に基づき返還していくものです。

1 県債年度末現在高

県債の平成27年度末現在高は、普通会計では、約1兆3,906億円で、これは前年度に比べ約246億円、1.8%増加しています。

これを事業別にみると、その主なものとして、国の補助金等を受けて行う公共事業の財源として借り入れる「公共事業等債」が25.1%を占めていることがわかります。

県債の借入先及び利率をみると、借入先は、その主なものとして政府資金が26.8%、市中銀行が49.6%となっており、利率別では、利率3%以下のものが99.6%、利率4%以下のものが99.8%、利率5%以下のものが99.9%を占めています。

次に、県債年度末現在高と県債依存度（歳入総額に占める県債発行額の割合）の推移をみると、県債年度末現在高（NTT債除く）は、平成12年度末に約8,657億円であったのが、平成27年度末には約1兆3,906億円となり、平成12年度末現在高の約1.6倍以上になっています。

また、平成11年度の県債年度末現在高が歳出総額の106%程度となって以降は、県債年度末現在高は歳出総額を上回る結果が続いています。

一方、県債依存度は、平成4年度以降は10%台で変動推移していましたが、平成25年度は18.5%、平成26年度は18.1%、平成27年度は18.5%と高い水準で推移しています。この要因として、数次にわたる経済対策に伴い発行した県債の増加や臨時財政対策債の発行額の増加等が挙げられ、近年の歳出に占める元利償還金の割合を急上昇させています。

平成27年度における県債の年度末現在高（普通会計）

(ア) 事業別

(単位：千円)

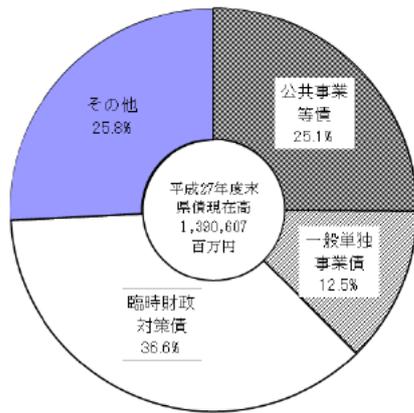
(イ) 借入先別及び利率別

(単位：千円)

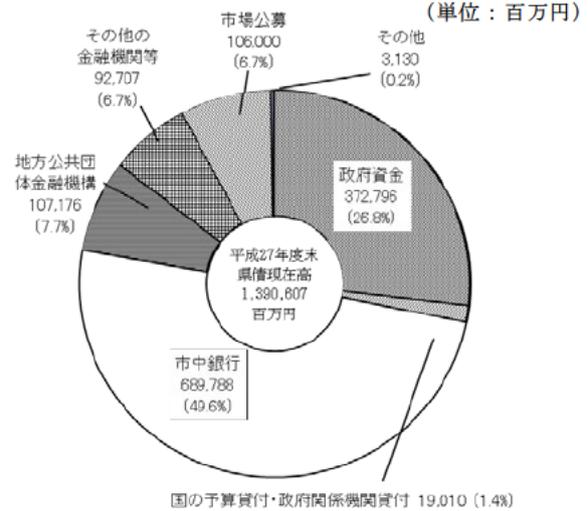
区 分	現 在 高	借入先	現在高	左の利率別内訳				
				3.0%以下	4.0%以下	5.0%以下	6.0%以下	7.0%以下
公 共 事 業 等 債	348,868,535	政府資金	372,796,198	369,375,929	1,264,862	1,294,886	252,034	608,487
一 般 単 独 事 業 債	173,529,689	財政融資資金	358,735,813	355,653,005	1,117,213	1,209,974	147,134	608,487
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	1,798,470	旧専攻公社資金	14,060,385	13,722,924	147,649	84,912	104,900	0
災 害 復 旧 事 業 債	17,925,041	国の予算貸付・政府関係機関貸付	19,010,199	18,249,446	602,856	157,897	0	0
首 都 圏 等 整 備 事 業 債	2,573,444	市中銀行	689,787,560	689,787,560	0	0	0	0
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	723,881	地方公共団体金融機構	107,176,350	105,305,756	1,562,495	308,109	0	0
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	18,880,411	その他の金融機関	92,707,016	92,707,016	0	0	0	0
退 職 手 当 債	36,044,330	市場公募債	105,999,998	105,999,998	0	0	0	0
減 税 補 て ん 債 ・ 減 収 補 て ん 債	64,195,728	その他	3,130,000	3,130,000	0	0	0	0
臨 時 財 政 対 策 債	509,529,493	合計	1,390,607,321	1,384,555,705	3,430,203	1,760,892	252,034	608,487
そ の 他	216,538,299							
合 計	1,390,607,321							

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

県債事業別現在高構成図（普通会計）



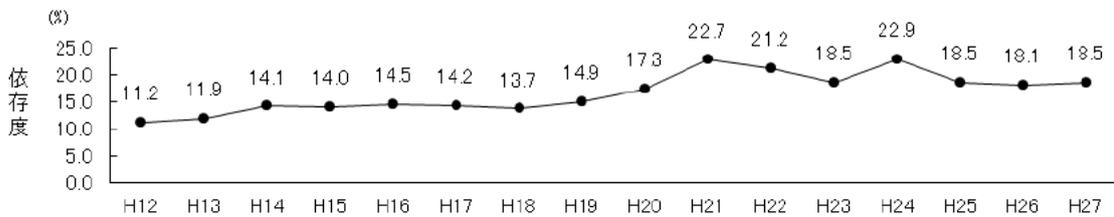
県債借入先別構成図（普通会計）



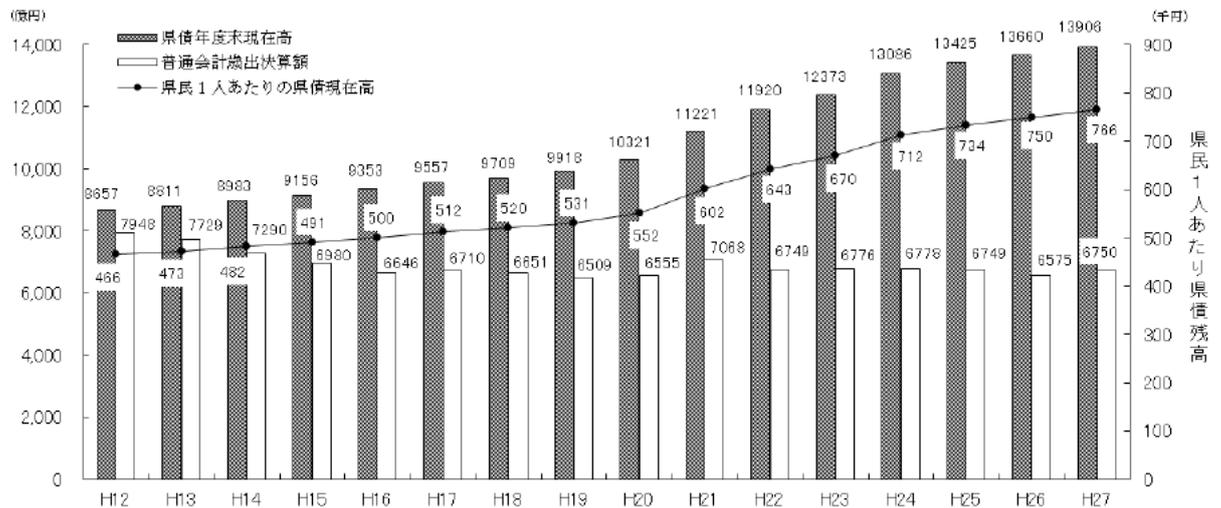
(四捨五入のため、合計に合わない場合があります。)

県債依存度と県債年度末現在高の推移（普通会計）

(ア) 県債依存度



(イ) 県債年度末現在高の推移



2 一時借入金

一時借入金は、予算執行にあたって歳計現金（一会計年度における一切の収入または支出に係る現金のこと）の資金繰りに不足を生じた場合、一時的に予算に定められた範囲内で市中銀行から借り入れるものです。

なお、資金繰りの必要から、平成27年度においては最大で約282億円の借入を行いました。全額年度内に償還しています。

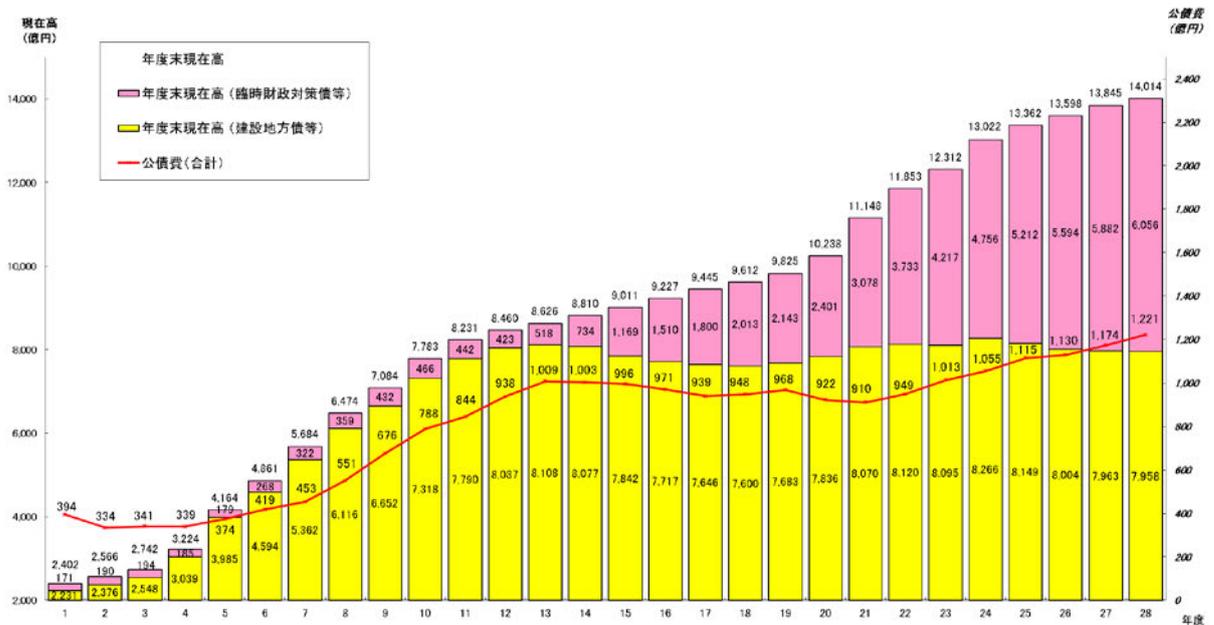
3 公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)

平成 28 年 9 月補正後時点における平成 28 年度までの県債残高の推移については、下表のとおりです。

県債残高については、建設地方債等と臨時財政対策債等の残高に区分し表示していません。建設地方債は公共事業等の建設事業実施に伴い発行するもので、その残高については、国の経済対策に伴う公共事業の実施により平成元年度から平成 13 年度まで増加していますが、その後、投資的な経費の縮減などにより残高は減少から横ばい傾向となっています。

臨時財政対策債は、平成 13 年度以降発行しており、本来、地方交付税で地方に交付されるべき金額について県債を発行するものですが、後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるため、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代の県民の負担増につながるものではありません。

公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)



注) 県債発行額は、平成 27 年度までは決算額、平成 28 年度は 9 月補正後予算額に第二次行財政改革取組の参考資料にある中期財政見通しに含まれる年度内補正見込額 30 億円を加算した数値です。

※ 臨時財政対策債等は、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないものです。

なお、「県立子ども心身発達医療センター」の整備にかかる県債は、平成 29 年 6 月の供用開始以降は同センターを所管する特別会計へ移管される予定であることから、臨時財政対策債等を含めています。